

令和6年 6月 吉日

保護者の皆様へ

ゆたか第二保育園  
園長 島田 峰子

令和5年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

このお知らせは、「伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第14条第1項に基づき、お子様が本園を利用した際に、伊勢崎市から本園に給付された1人当たりの額をお知らせするものです。この通知により、追加の給付の発生や、利用者負担（保育料）を納めていただくものではありません。

令和5年度に本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各保護者様について、「本園に係る各教育・保育給付認定子どもの公定価格の額から、各保護者様に納入していただいた利用者負担（保育料）を減じた額」となります。

（法定代理受領とは）

「子ども・子育て支援法」に基づく施設型給付費等については、教育・保育給付認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から施設に対して直接支払いが行われています。この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます。

ゆたか第二保育園 （教育標準時間認定）

令和5年度公定価格（一人あたり）

		満3歳児	3歳児	4歳以上児
教育標準時間認定	4月	185,150円	185,150円	167,910円
	5月	185,150円	185,150円	167,910円
	6月	185,150円	185,150円	167,910円
	7月	185,150円	185,150円	167,910円
	8月	185,150円	185,150円	167,910円
	9月	185,150円	185,150円	167,910円
	10月	185,150円	185,150円	167,910円
	11月	185,150円	185,150円	167,910円
	12月	185,150円	185,150円	167,910円
	1月	185,150円	185,150円	167,910円
	2月	185,150円	185,150円	167,910円
	3月	188,250円	188,250円	171,010円

※「伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第13条第4項第3号の規定による副食費徴収免除対象となっている方については、上記の各月公定価格に「その月における施設での副食提供日数×235円」を、加えた額となります。

ゆたか第二保育園 (保育標準時間認定・保育短時間認定)

令和5年度公定価格 (一人あたり)

		0歳児	1・2歳児	3歳児	4歳以上児
保育標準時間認定	4月	257,610円	174,000円	132,370円	115,710円
	5月	256,930円	173,320円	131,690円	115,030円
	6月	256,590円	172,980円	131,350円	114,690円
	7月	256,590円	172,980円	131,350円	114,690円
	8月	256,590円	172,980円	131,350円	114,690円
	9月	256,590円	172,980円	131,350円	114,690円
	10月	256,590円	172,980円	131,350円	114,690円
	11月	256,590円	172,980円	131,350円	114,690円
	12月	256,590円	172,980円	131,350円	114,690円
	1月	256,590円	172,980円	131,350円	114,690円
	2月	256,590円	172,980円	131,350円	114,690円
	3月	257,590円	173,980円	132,350円	115,690円

		0歳児	1・2歳児	3歳児	4歳以上児
保育短時間認定	4月	246,400円	162,790円	121,000円	104,340円
	5月	245,720円	162,110円	120,320円	103,660円
	6月	245,380円	161,770円	119,980円	103,320円
	7月	245,380円	161,770円	119,980円	103,320円
	8月	245,380円	161,770円	119,980円	103,320円
	9月	245,380円	161,770円	119,980円	103,320円
	10月	245,380円	161,770円	119,980円	103,320円
	11月	245,380円	161,770円	119,980円	103,320円
	12月	245,380円	161,770円	119,980円	103,320円
	1月	245,380円	161,770円	119,980円	103,320円
	2月	245,380円	161,770円	119,980円	103,320円
	3月	246,380円	162,770円	120,980円	104,320円

※「伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第13条  
 第4項第3号の規定による副食費徴収免除対象となっている方については、上記の公定価格に、  
 4,700円を加えた額となります。